

令和5年度 串木野中学校の生徒心得

年 組 番 氏名 ()

1 学校生活の基本

- (1) 自分の持ち物には必ず記名をする。
- (2) 先生や来客に会ったら元気よく、あいさつや会釈をする。
- (3) 職員室や他の教室への出入りは許可を受ける。
「〇年〇組〇〇です。〇〇先生に用事があります。入ってもよろしいでしょうか。」
「失礼します。」「ありがとうございました。」「失礼しました。」
- (4) 原則として登校後は校外に出ない。
- (5) 欠席する場合は、保護者が7:30～8:00までに連絡する。
- (6) 学用品以外の時計・危険物・スマートフォン・遊具・菓子類を持ち込まない。
- (7) 廊下では、走ったり騒いだりして他の人の迷惑になるような行動はしない。
- (8) 教室内外の整理整頓に心がける。
- (9) 傘や体育帽子、カバンの保管・整理を心がける。(傘は生徒玄関傘立てに、その他はカバン棚へ)
- (10) 教材を忘れた場合は、授業開始前に教科担任に連絡して指示を受ける。
- (11) 学校に教材を置いて帰らない。置いて良いものは、教科で指示がある。
- (12) 教室を移動するとき、または、下校するとき椅子をしっかりと入れ、机の整理整頓をする。

2 登校

- (1) 7:30～8:10までの間に登校する。(8:10までに校門を通過する)
- (2) 事前に遅刻することが分かっている場合は、担任の先生に連絡する。
- (3) 日直は、他の生徒より早めに登校し、日直の仕事を済ませます。
- (4) 防寒具等については、指示を聞いてから着用する。
- (5) スクールゾーンの通行に注意する。(赤崎鮮魚店前の道路は特に狭いため、1列または2列で通行する)

3 校内生活

- (1) 生徒会活動～朝の常時活動
生徒会専門部常時活動には8:05終了をめぐりに取り組む。
- (2) 朝読書
8:15から朝の会までは、席を離れず静かに読書活動に取り組む。
- (3) 授業
 - ① 始業2分前には着席する。(学級の係が呼びかける)
 - ② 「授業の受け方5則」を守る。
 - ③ カバン類は全てカバン棚の中に入れる。(机の横にかけない)
 - ④ 体育がグラウンドであるとき、生徒玄関で履き替え、校長室側を通過して集合場所に向かう。(保健室前・中庭側から行かない)
 - ⑤ 教室を移動する際は、基本的には机の上には何も置かない。また、椅子は机の中にきちんと入れる。消灯を確実にする。

(4) 休み時間

次の授業の準備，トイレ，教室の移動のための時間となる。

(5) 雨天時の過ごし方

- ① 昼休みはグラウンド，ピロティを使用しない。
- ② 廊下などはすべりやすいので十分に気をつける。
- ③ 教室内で暴れず，静かに過ごす。

(6) 給食

- ① 当番以外は，10分以内に手洗いをすませ，席に座る。

(4時間目後の10分間は休み時間ではない)

- ② 4時間目が教室を移動しなければならない場合，当番は給食着を持っていく。
- ③ 4校時が体育でも当番は制服に着替えて，給食着を着用する。

(7) 昼休み

- ① 活動的な遊びは，校庭で行う。**(プール周辺・ピロティ・北校舎側駐車場は不可)**
- ② 中庭は，上履きのまま入ってもよい。
- ③ 多目的ホールと中庭では活動的な遊びは禁止する。
- ④ 天気の良い日は基本的に外で遊ぶ。
- ⑤ **ベランダへの出入りは禁止する。(授業も同じ)**

(8) 清掃

- ① 授業終了後，作業場所へ移動する。
- ② 雨天時は，庭掃除担当は必ず監督の先生の指示を受け，原則として教室等の手伝いをする。
- ③ トイレットペーパーが足りない場合は，保健室へ補充に行く。

(9) 下校

- ① 帰りの会が終わったら，教室内の美化・点検を日直が中心に行う。
- ② 部活動のない生徒はすぐに下校する。(教室・廊下に残らない)
- ③ 部活動終了後，下校する際は，校舎裏側駐車場ではなく，グラウンドを通過して正門から下校する。(土日等の練習でも同じ)
- ④ 下校時に小学校プール横を通る場合は **1列または2列で通行する。**

4 校外生活

- (1) 自転車の二人乗りなどの交通違反をしない。
- (2) ゲームセンターやカラオケボックス，ファミリーレストラン，ファーストフード店などへ生徒だけの出入りはしない。
- (3) 夜間外出・外泊・深夜徘徊はしない。
- (4) 飲酒・喫煙・万引き(窃盗)などの法律に触れるような行為をしない。
- (5) 危険玩具に指定されているようなおもちゃで遊ばない。
- (6) 新聞配達をする場合は，担任を通して学校長に届け出る。

5 その他

- (1) 校納金、学年納金等は登校後、すぐに提出する。
- (2) お金や品物の貸し借りはしない。
- (3) ケンカ・暴力・脅しなどの被害にあったら担任の先生にすぐに連絡する。
- (4) ガラスを割ったら、割った人が教室担当や担任に届けて指示を受ける。
※ 先生から指示を受けるまでは、ガラスには触らない。

申し出が必要なもの

1 エレベーター使用について

- (1) 使用を希望する場合は、担任に申し出て、職員会議で使用許可を得る。
- (2) 使用が認められるのは、ギプスやその他の固定具を使用しており、歩くことが困難と判断されたとき。
- (3) 使用する場合は、けが人のみ利用する。
※ 付き添いで利用しない。

2 新聞配達について

- (1) 新聞配達をする場合は、担任に申し出て、届出用紙をもらう。
- (2) 必要事項を記入し、提出する。
- (3) 提出していない場合は、認めない。

3 足のケガによるスリッパ利用について

- (1) 靴を履けなくスリッパを利用しなければならない状態のときは、担任に申し出る。
- (2) スリッパは、黒、紺、グレー、茶などの華美にならない色とする。キャラクター物は認めない。
- (3) 外履きと内履きを準備する。

[髪型について]

男子

- ・パーマ・脱色・染色したりしないこと。
- ・整髪料は使用しない。
- ・髪は、目、襟にかからない。
- ・もみあげ、えりあし、前髪など一部のみを伸ばしたり刈り込んだりしない。(ツーブロックやソフトモヒカンにしない。)
- ・眉を剃ったり、抜いたりしない。

女子

- ・前髪は、正面を向き自然な状態で相對したとき、目にかからない長さとする。(長い場合は切る、またはピン等でとめる。)
- ・後ろ髪は襟につかない髪型・長さとし、肩についたら編む、また結ぶ。
- ・髪をとめる(結ぶ、編む)際は、一部を残した状態で前や横に垂らしたりしない。

※髪を結ぶ場合は、片方に寄せて結んだり折り返し結びをしない。

- ・髪をくくるゴムひもの色は、黒色、紺色、茶色とする。
- ・ヘアピンやパッチンどめを装飾的に必要以上つけない。
- ・パーマ・脱色・染色したりしない。また整髪料は使用しない。
- ・眉を剃ったり、抜いたりしない。

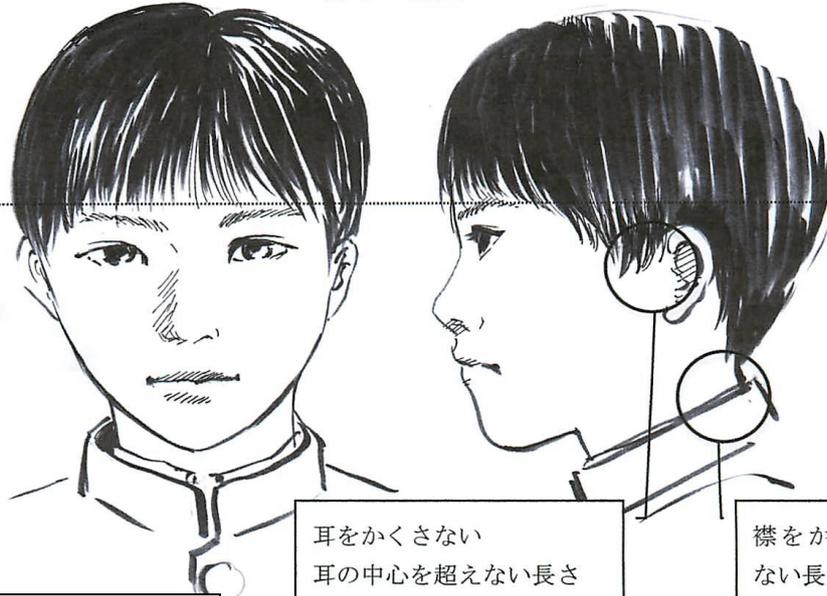
※ 令和4年度から見直された校則

- 1 制服の下には肌着を着る。(色の指定はなし)
- 2 制服の更衣期間は設定しない。ただし、始業式・終業式・卒業式などの儀式的行事では全員制服を統一すること。
- 3 前髪は目にかからない長さとする。
- 4 靴下はくるぶしを完全に隠す長さで、白・黒・グレー・紺色とする。
(ワンポイントまで)

※ 令和5年度から見直される校則

- 1 サイレントゾーンの延長
サイレントゾーン〔校長室前―職員室前―保健室前―6組前―図書室前〕
 - ・サイレントゾーンに6組前と図書室前を追加した。
- 2 膝掛けの使用を認める。
- 3 はさみやカッターなどの刃物を生徒個人で持ち込まない。(学校用を準備している)
- 4 制服の上に着る防寒着を認める。(ただし、学校ジャージまたは部活動で使用するウインドブレーカー等とする)また、授業中に寒さを感じる場合は、学校ジャージ・部活動で使用するウインドブレーカー等の着用を認める。

男子の髪型

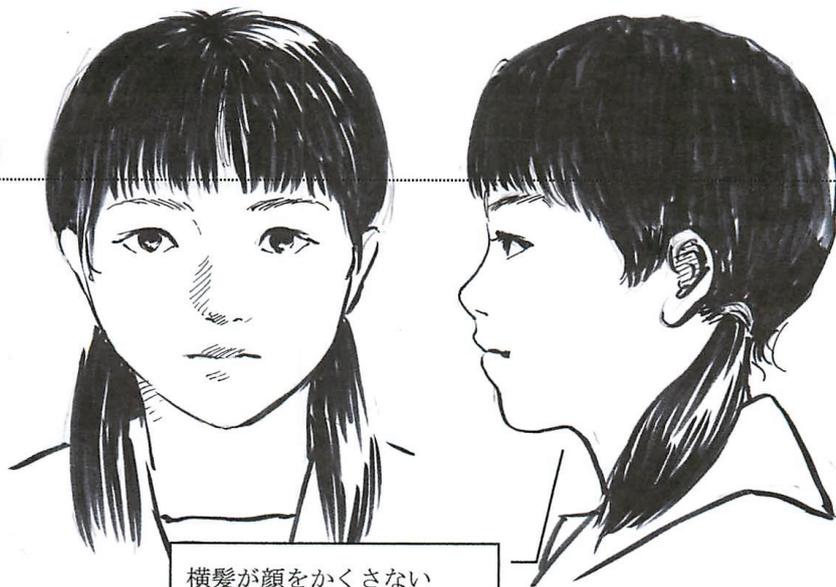


目にかからない長さ

耳をかくさない
耳の中心を超えない長さ

襟をかくさない長さ

女子の髪型



横髪が顔をかくさない
結ぶときは、耳の後ろで